

従来

I-9-1  
新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

- 個別目標1  
画期的な医薬品、医療機器等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること
- 個別目標2  
研究開発を支援すること
- 個別目標3  
治験環境を整備すること
- 個別目標4  
医薬品・医療機器産業の動向を把握すること
- 個別目標5  
後発医薬品の使用を促進すること
- 個別目標6  
取引慣行の改善による公正な競争を実現すること
- 個別目標7  
流通の効率化等を促進すること

見直し後

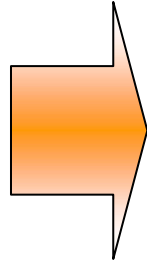
I-9-1  
新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

- 個別目標1  
画期的な医薬品、医療機器等の研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること
- 個別目標2  
医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること
- 個別目標3  
後発医薬品の使用を促進すること
- 個別目標4  
取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を推進すること

## 2 (3) 具体的な事務事業の選定・評価

従来

主要な事務事業の概要を記載するのみであった。



見直し後

概算要求への反映を意識しつつ、個別目標毎に事務事業を選定して、評価することとした。

→ 実績評価書様式改訂

### 評価対象事務事業の選定基準

- 個別目標を達成する手段として重要な役割を果たすと考えられる事業
- 支出の削減・効率化の観点から評価を必要とすると考えられる事業  
(例えば以下の要素を勘案して選定)
  - ・ 会計検査院から指摘を受けている事業
  - ・ 3年以上継続している事業
  - ・ 多額の不用額が発生している事業 等